

vol.48- 9 (通算 546号)

2018年12月号

# やどかり

2018年12月15日発行

(毎月1回15日発行)

1987年12月19日第三種郵便物認可

発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)



## 障害者権利条約を私たちの暮らしに生かそう

### パラレルレポート作成の取り組みから

「障害者の権利に関する条約（以下、権利条約）」は、2014年1月20日に日本政府が批准し、同年2月19日に発効した。権利条約は、国連障害者権利委員会の審査を受けていく仕組みになっている。2016年に、日本政府は権利条約の履行状況について政府報告書を提出したが、残念ながらその内容は法制度の説明に終始し私たちが納得できるものではなかった。国連障害者権利委員会は、民間の障害者団体からも権利条約の履行状況についてパラレルレポートという形で聴取する。

現在、日本障害フォーラム（以下、JDF）を中心にレポートの作成が進んでいる。2020年に国連障害者権利委員会による日本の審査が予定されており、2019年春にパラレルレポートを提出する期限が迫っている。

11月16日、JDFと埼玉障害フォーラムの主催の「パラレルレポートを学ぼう！」～障害者権利条約を暮らしに生かすために～が開催された。その中で、23歳の時に療育手帳を取得し、障害を理解してくれる職場で働くようになった、川越いもの子作業所の相田あづささんの発表があった。「ロックバンドのライブに行きたい。外出が自由にできたら生活がもっと豊かになる」「今の自分の生活は、まだ貧困で、十分な生活ではないと気付いた。私たちが、どんなふう働き、暮らしたいのか選ぶことに、寄り添って欲しい」と発言した。この発言から権利条約を学ぶ大切さがよく伝わってきた。自分たちの生活は権利が十

分に保障された状況ではないこと、もっと権利を主張してよいということに、私たちや、多くの障害のある仲間が気づくことが第一歩として必要だ。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と行動し始めるために。

JDFパラレルレポート草案の第28条（相当な生活水準及び社会的な保障）では、日本では障害基礎年金の水準が低く、生活保護を受給しなくては生活できず、まして、その障害基礎年金でさえ、障害が改善されたことを理由に打ち切られていることに、言及している。このように、パラレルレポートは、条文ごとに、障害者の実態を反映させ、改革すべきことを集約して作成される。

権利条約は、国内では日本国憲法に次ぐ位置づけであり、権利条約を活かす責任は「締約国」にある。国連障害者権利委員会が、どう日本政府に勧告するか、注目していきたい。

精神疾患を持った人たちが、安心して、納得して治療を受けられる「患者中心の精神医療の実現」は、やどかりの里の創設時よりの課題だ。「自由を奪われない権利」「地域で生活する権利」を誰もが有している。精神障害のある人たちが、地域の中でいきいきと暮らし、働くことは、新しい権利や特別な待遇を求めるものではない。障害のある人もない人も同じように認め合い、1人1人が大切にされる社会を求めている。今一度、自分たちの権利について考え、障害者権利条約を暮らしに活かしていこう。